

第1種電気工事士免状の取得に 必要な実務経験年数を短縮します！

5年以上 ⇒ **3年以上**

令和3年4月1日～

- ※ 電気工事士法施行規則第2条の4の改正により、令和3年4月1日以降に免状交付申請を行う場合、第一種電気工事士試験の合格日に関わらず、合格された全ての方が3年以上となります。なお、大学・高専の電気工学系を卒業の方は、改正前から3年以上となっております。
- ※ 免状交付申請の窓口が混雑する可能性がありますので、郵送による申請や申請時期をずらすなど、都道府県が行う新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。

ご不明な点がある場合には、都道府県の窓口までお問い合わせください。

都道府県のお問合せ窓口

| | | | | | |
|------|----------------------------|--------------|------|-----------------------------|--------------|
| 北海道 | 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 | 011-204-5321 | 滋賀県 | 知事公室 防災危機管理局 | 077-528-3433 |
| 青森県 | 危機管理局 消防保安課 | 017-734-9392 | 京都府 | 危機管理部 消防保安課 | 075-414-4470 |
| 岩手県 | 総務部 総合防災室 | 019-629-5151 | 大阪府 | 政策企画部 危機管理室 消防保安課 保安グループ | 06-6944-6653 |
| 宮城県 | 総務部 消防課 | 022-211-2377 | 兵庫県 | 企画県民部 災害対策局 産業保安課 | 078-362-9828 |
| 秋田県 | 産業労働部 地域産業振興課 | 018-860-2231 | 奈良県 | 総務部知事公室 消防救急課 保安係 | 0742-27-5422 |
| 山形県 | 防災くらし安全部 消防救急課 | 023-630-2227 | 和歌山県 | 総務部 危機管理局 危機管理・消防課 | 073-441-2263 |
| 福島県 | 危機管理部 消防保安課 | 024-521-7190 | 鳥取県 | 危機管理局 消防防災課 | 0857-26-7063 |
| 新潟県 | 産業労働部 産業振興課 新エネルギー資源開発室 | 025-280-5257 | 島根県 | 商工労働部 産業振興課 | 0852-22-6221 |
| 茨城県 | 防災・危機管理部 消防安全課 産業保安室 | 029-301-3594 | 岡山県 | 消防保安課 | 086-226-7296 |
| 栃木県 | 産業労働観光部 工業振興課 | 028-623-3196 | 広島県 | 商工労働局 イノベーション推進チーム | 082-224-5463 |
| 群馬県 | 総務部 消防保安課 | 027-226-2246 | 山口県 | 商工労働部 商政課 | 083-933-3155 |
| 埼玉県 | 危機管理防災部 化学保安課 | 048-830-8435 | 徳島県 | 商工労働観光部 新未来産業課 | 088-621-2157 |
| 千葉県 | 防災危機管理部 産業保安課 | 043-223-2722 | 高知県 | 危機管理部 消防政策課 | 088-823-9696 |
| 東京都 | 環境局 環境改善部 環境保安課 | 03-5388-3541 | 愛媛県 | 県民環境部 防災局 消防防災安全課 | 089-912-2320 |
| 神奈川県 | くらし安全防災局 安全防災部 消防保安課 | 045-210-3475 | 香川県 | 危機管理総局 危機管理課 | 087-832-3190 |
| 山梨県 | 防災局 消防保安課 | 055-223-1434 | 福岡県 | 商工部 工業保安課 | 092-643-3439 |
| 静岡県 | 経済産業部 商工業局 商工振興課 | 054-221-2512 | 佐賀県 | 政策部 危機管理防災課 | 0952-25-7027 |
| 愛知県 | 防災安全局 防災部 消防保安課 産業保安室 | 052-954-6199 | 長崎県 | 産業労働部 新産業創造課 | 095-895-2521 |
| 三重県 | 防災対策部 消防・保安課 | 059-224-2183 | 熊本県 | 総務部 市町村・税務局 消防保安課 | 096-333-2117 |
| 長野県 | 産業労働部 産業技術課 | 026-235-7132 | 大分県 | 商工観光労働部 工業振興課 | 097-506-3275 |
| 岐阜県 | 危機管理部 消防課 | 058-272-1123 | 宮崎県 | 総務部 危機管理局 消防保安課 | 0985-26-7065 |
| 富山県 | 生活環境文化部 環境保全課 | 076-444-3142 | 鹿児島県 | 商工労働水産部 産業立地課 | 099-286-2965 |
| 福井県 | 産業労働部 産業技術課 | 0776-20-0370 | 沖縄県 | 商工労働部 産業政策課 | 098-866-2330 |
| 石川県 | 危機管理監室 消防保安課 | 076-225-1481 | | | |

| | |
|-------------|--|
| 改 正 後 | <p>○経済産業省令第三号 電気工事士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>令和三年二月十日 電気工事士法施行規則の一部を改正する省令 経済産業大臣 梶山 弘志</p> <p>電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。</p> |
| 改 正 前 | <p>（実務の経験）</p> <p>第二条の四 「略」</p> <p>2 法第四条第三項第一号の経済産業省令で定める実務の経験は、三年以上の従事とする。</p> |
| 改 正 後 | <p>（実務の経験）</p> <p>第二条の四 「略」</p> <p>2 法第四条第三項第一号の経済産業省令で定める実務の経験は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 備考 表中の「」は注記である。 | <p>「削る」</p> <p>（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において第十一条に定める電気工学に関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては、卒業後（同法による専門職大学の前期課程を修了した者にあつては、修了後）三年以上の従事</p> <p>二 前号に規定する者以外の者にあつては、五年以上の従事</p> |
|-----------------|--|

附 則
この省令は、令和三年四月一日から施行する。